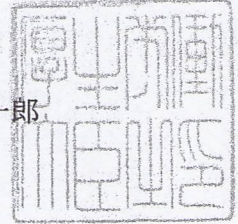


厚生労働省発健生 0428 第 6 号
令和 8 年 4 月 28 日

審査請求人
株式会社薫製倶楽部
代表取締役／薬剤師 森 雅昭 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



裁決書（謄本）の送付について

令和 8 年 1 月 16 日付けで貴殿によってなされた審査請求について裁決を行ったので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 51 条第 2 項の規定に基づき、別添のとおり裁決書（謄本）を送付します。

裁決書

厚生労働省発健生 0428 第 5 号
令和 8 年 4 月 28 日

岡山県都窪郡早島町前潟 611-1
審査請求人 森 雅昭

処分庁 厚生労働大臣

審査請求人から令和 8 年 1 月 16 日付け審査請求書をもって提起された審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第 1 事案の概要等

- (1) 令和 6 年 3 月 22 日、小林製薬株式会社の所在地を管轄する大阪市から厚生労働省に対し、小林製薬株式会社製の紅麴関連製品の摂取者において健康被害が発生している旨の報告があった。
- (2) 同年 3 月 26 日、厚生労働省は小林製薬株式会社から状況等について聴取した上で、小林製薬株式会社が取り扱う紅麴関連製品 3 製品について、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条第 2 号に該当するものとして取り扱い、同法第 59 条に基づく廃棄命令等の措置を講じるよう、大阪市に対して通知（健生食監発 0326 第 6 号）した。
- (3) 同年 3 月 27 日、紅麴を使用した製品に由来する健康被害が生じているおそれがあることに鑑み、関係省庁が情報交換を行い、緊密な連携の下で一体的な紅麴使用製品への対応を行うため、厚生労働省、消費者庁、農林水産省等による「紅麴使用製品への対応に関する関係省庁連絡会議」を開催した。
- (4) 同年 3 月 28 日に開催された「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会及び指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ」において、小林製薬株式会社が直接紅麴原料を卸している事業者及び当該事業者から小林製薬株式会社製の紅麴原料を入手している事業者に対して、自主点検を行うことを決定し、同日付けで依頼した。その際、当該自主点検を行う対象の事業者の名称を公表した。
- (5) 厚生労働省は、令和 6 年 5 月 28 日に「小林製薬社製の紅麴を含む食品の事案に係る取組について（国立医薬品食品衛生研究所）」を、同年 9 月 18 日に「小林製薬社製の紅麴を含む食品の事案に係る取組について（国立医薬品食品衛生研究所）」を公表した。これらには、ラットの 7 日間反復投与試験について記載されている。
- (6) 令和 7 年 6 月 13 日及び 7 月 18 日付けで審査請求人からなされた行政文書の開示請求に対して、ラットの 7 日間反復投与試験の報告書を、法人の情報が含まれる箇所を除いて開示した。その際、法人の情報が含まれる箇所の不開示理由は文書で説明している。
- (7) 審査請求人は、令和 7 年 12 月 9 日付けで、「質問書」を厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課宛送付した。
- (8) 令和 7 年 12 月 22 日並びに令和 8 年 1 月 5 日、14 日及び 20 日に、審査請求人から、「質問書」の回答を催促する電話があり、厚生労働省より、「担当者に伝える」旨、審査請求人に電話にて説明を行っている。

- (9) 審査請求人は、令和8年1月16日付け審査請求書をもって、厚生労働大臣に対して、小林製薬株式会社が令和6年3月29日から実施したとされる「7日間ペブルル酸動物実験」について、その実施場所、実施主体等の基本的事項に関する回答を行っていない不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）上違法であることの確認及び、当該事項についての文書での回答を求めて審査請求を提起した。

第2 審査請求人の主張の要旨

- (1) 厚生労働省は、令和6年9月18日に公表した資料において、ペブルル酸毒性説の根拠の一つとして「7日間ペブルル酸動物実験」を引用している。当該実験は、国民に対する健康リスク評価及び行政判断の根拠として用いられたものであり、どの研究機関で、誰が実施したかは極めて重要な事実である。
- (2) 審査請求人は、当該実験について、実施場所・実施主体を明らかにするよう、厚生労働省に対し文書及び電話で確認を取った。
- (3) 令和8年1月5日頃、厚生労働省職員より、「当該内容は担当者に伝達済みである」旨の説明を受けたが、現在に至るまで、文書による正式な回答は行われていない。
- (4) 本件は、厚生労働省自身が公表判断の根拠として引用した科学的実験に関する確認であり、説明責任があるにも関わらず回答を行っていない点で、行政不服審査法上の不作為に該当するため、速やかに不作為を是正し、文書による回答を行うべきである。

第3 裁決の理由

1 不服申立ての対象について

行政不服審査法第3条において、行政庁の不作為を審査請求の対象として認めているものの、当該不作為とは、法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいうと定めている。ここでいう申請とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものと解するのが相当である（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号）。

したがって、審査請求に際しては、法令に基づき、自己に対し何らかの利益を付与する処分に対する不作為がなければならない。

2 本件審査請求に係る処分の内容について

審査請求人は、令和8年1月16日付け審査請求書をもって、厚生労働省が「7日間ペブルル酸動物実験」について実施場所・実施主体を明らかにするよう、文書及び電話で確認を取っているにも関わらず回答を行っていない点で、行政不服審査法上の不作為に該当すると主張している。

3 本件審査請求が不適法であること

本件審査請求に関連する質問行為及び送付した質問状への回答については、法令でこれを行政庁に申請できるとする旨の規定はなく、審査請求人は、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者と解することはできないことから、当該質問行為及び送付した質問状への回答を行わないという行政庁の不作為は、行政不服審査法第3条に規定する「不作為」に該当しない。

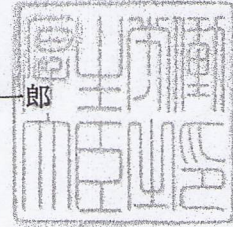
したがって、本件審査請求はその対象を欠く不適法なものであり、補正することができないことが明らかである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であって補正することができないことが明らかであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年4月28日

審査庁 厚生労働大臣 上野 賢一郎



(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。